

新型コロナウイルス（パナマ各地における外出禁止措置等の変更：その3）

令和3年6月30日
在パナマ日本国大使館

29日、保健省は記者会見において、パナマ各地において夜間外出禁止時間の変更等の措置を実施することを発表しました。その概要は以下のとおりです。

- 1 エレーラ県ペセ市、西パナマ県チョレーラ市、コクレ県ペノノメ市（7月4日より実施）
 - （1）夜間外出禁止時間（月～土）：午後10時～午前4時
 - （2）日曜日の完全外出禁止

- 2 デリバリー業者による配達（パナマ全土、7月5日より実施）
午後11時まで利用可能

以上